

子ども達が安心・安全に過ごすために・・・



晴嵐保育園では、職員間で年に3回、人権研修を行い、子ども達一人一人を大切にすることを意識を常に心掛けながら、日々の保育の中で活かしていくことを目指しています。

職員だけでなく、子ども達（5歳児）も自分も持っている権利について、知ったり考えたり、そして素直に思いを打ち明けられるように、子ども・子育て安心課が行っているCAPのワークショップを受講します。

CAPとは、Child（子ども）Assault（暴力）Prevention（防止）の頭文字をとったもので、子どもがいじめ・虐待・体罰など様々な暴力から、自分の心とからだを守る暴力防止のための人権教育です。CAPのワークショップでは、保育園・家庭・地域の三者が一体となって、子ども達が安心・安全に成長できる環境を整え、子ども達には自分の大切さと暴力から身を守る具体的な方法をおとなには子どもの持つ力を信じ、子どもの心の手当ての方法を教えます。

また、来月は「子どもの人権月間」でもあります。これを機に日頃の子育てや子どもさんとの会話などを振り返り、みんなの人権、子どもの人権について考えてみるのもいいですね。

CAPのワークショップでの様子については、また後日お知らせします。

子どもの権利条約 4つの原則

※1989年11月20日 国際条約として、国連で採択されました。

1. 命を守られ成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

2. 子どもにとって最もよいこと

子どもに関することが行われる時には、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。

3. 意見を表明し参加すること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達にに応じて十分に考慮します。

4. 差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

